

教育内容等基準(案)に関する意見

団体・ 学会名	日本看護技術学会
------------	----------

資料番号	資料名	修正箇所 (具体的に記載して下さい)	修正案 (具体的に記載して下さい)	修正を提案する理由 (具体的に記載して下さい)
資料3	教育内容等基準案について 1. 特定行為の範囲と修業期間	○幅広い特定行為を実施するための修業期間は2年以上とする。○特定の領域に限定した特定行為を実施するための修業期間は8カ月以上とする。	○ <u>専門領域(分野)</u> における特定行為を実施するための修業期間は <u>2年以上、または8ヶ月以上とする。</u>	日本看護技術学会では、この制度に関し、専門領域を設けないことについて、既に反対意見を提出している。患者の状況を適切にアセスメントし、必要な看護の提供の中に、現状より広範の医行為も含まれることにより、チーム医療が推進され患者のケアの向上が望めることには賛成であるが、判断と技術を伴うだけに、専門を持たない幅広い特定行為ができるとは考えられない。特定能力は、教育期間のいかに関わらず、専門分野を持つよう、修正意見を提出する。専門職能団体である日本看護協会が行っている専門看護師と認定看護師は、いずれも専門領域を有して機能しており、国家資格ではない能力認証であるならば、現行の民間の制度を国の制度に転用する等、活用すべきであろう。また能力認証を医行為に焦点化するならば、かならずしも看護師である必要はないと考える。
資料3	4. 教員・指導者の要件	○教員・指導者は、基準とする各教育内容を教授するのに、適当な者であることを要件とし、適当な職種、人数を確保する。 ○特に「基礎となる知識」及び「技術・能力」の教育内容を教授する者には、教育内容の特性を鑑み、医師及び薬剤師を含める。 ○特定行為の習得を目指した臨床実習の担当教員・指導者は、医師等を必要数確保する。	○教員・指導者は、基準とする各教育内容を教授するのに、適当な者であることを要件とし、 <u>看護師のほか適当な</u> 職種、人数を確保する。 ○「基礎となる知識」及び「技術・能力」の教育内容を教授する者には、 <u>看護師のほか、医師及び薬剤師を当てる。</u> ○特定行為の習得を目指した臨床実習の <u>指導は、看護師と医師が協同して行う。</u>	